

保護者 様

袋井市教育委員会すこやか子ども課長

インフルエンザによる出席停止の手続きの一部変更について

令和 4 年 12 月 19 日より外来医療機関のひっ迫を防ぐため、市内の幼児教育施設・小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを一部変更します。

主な変更点は、「**インフルエンザ罹患証明書**」を廃止し、**各家庭から「インフルエンザ経過観察表」を園へ提出することとなります。**（下記参照）

なお、「インフルエンザで袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を受診する場合のみ」となります。その他の指定感染症に罹患した場合は、従来どおり「医師の意見書」または「登園届」が必要となります。

従来の方法	新たな方法
○インフルエンザが疑われる症状発症	○インフルエンザが疑われる症状発症
↓	↓
○医療機関受診・インフルエンザの診断 <u>また、「インフルエンザ罹患証明書」を医師が記入（今回廃止）</u>	○医療機関受診・インフルエンザの診断
↓	↓
○保護者が園にインフルエンザにかかったことを電話連絡する	○保護者が園にインフルエンザにかかったことを連絡する。 ・各園児に 1 枚配布いたしましたので、保管をお願いします。り患した際は、配付した用紙を使用してください。 ・袋井市 HP からダウンロード可能です。
↓	↓
○「 <u>インフルエンザ罹患証明書</u> 」の体温記録表を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら登園する。 ※解熱後の医師の診察は不要	○「 <u>インフルエンザ経過観察表</u> 」を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら、 <u>インフルエンザ観察票を持参し</u> 登園する。

※園児が医療機関を受診してインフルエンザと診断された場合、保護者は、園へインフルエンザに罹患したことを連絡し、各園で示されている上記の方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ります。

保護者は、「インフルエンザ経過観察表」に発熱の経過を記録します。園は、学校保健安全法に定められた出席停止期間【発症後 5 日かつ解熱後 2 日（**幼児は 3 日**）】が経過したことを、「インフルエンザ経過観察表」で確認（出席停止期間後に園へ持参）することで、当該園児の登園を許可します。

担当 すこやか子ども課（久保田・村木）

電話 86-5511